

社会福祉法人湘南福寿会報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人湘南福寿会（以下「法人」という。）定款第 8 条に定める理事、監事（以下「役員」という。）及び定款第 13 条第 10 項に定める評議員並びに理事長が認めた第三者の委員等（以下「第三者委員」という。）に対して、報酬及び費用弁償の支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 役員及び評議員に支給する報酬の額は、日額 2,500 円とする。

2 第三者委員については、報酬を支給しない。

3 役員及び評議員が第三者の委員として出席した場合、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 役員及び評議員が職務のため会議等に出席した場合、日額を支給する。

(報酬支給の制限)

第 4 条 役員及び評議員が常勤職員の場合には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第 5 条 役員、評議員及び第三者委員が法人の職務のため旅行するときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、「社会福祉法人湘南福寿会旅費規程」を適用する。

3 役員、評議員及び第三者委員が、職務により法人で行う会議に出席の場合については、車代等実費弁償として 3,000 円を支給する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 11 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。